

徳島県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県吉野川県土整備事務所において、令和8年6月30日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年6月30日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
3	志度山川	阿波市阿波町東柴生18番2地 先から 同 東原58番1地先 まで	326.3	令和8年6月30日
		阿波市阿波町東原216番2地 先から 同 184番4地 先まで	97.0	